

長浜市議会「傍聴規則」の改正、  
長浜市議会「委員会傍聴規則」の制定について

市議会では、より傍聴していただきやすい環境づくりをすすめ、傍聴の促進を図るため、傍聴規則の改正(本会議)と、委員会傍聴規則の新規制定を行いました。

1. 長浜市議会傍聴規則の改正について

- 傍聴券発行時の運用を明確化しました。(第4条、第5条)
- お子様連れの方など、より多くの方に傍聴していただけるよう、保護者等の同伴の場合は、児童・乳幼児が傍聴可能としました。(第7条)
- 市民にとってわかりにくい文言(外とう、えり巻など)については、社会情勢の変化等に合わせた変更を行いました。(第8条)
- 技術革新等に伴い、新たに携帯電話・スマホ・タブレット等の持ち込みルールを定めました。(第8条)

2. 長浜市議会委員会傍聴規則の制定について

- 委員会開催時においても、傍聴していただきやすいルール作りを行いました。(本会議の傍聴規則と異なる主な点は、委員会室ごとの傍聴人定数の規定です。)

- ※ 本会議・委員会の傍聴にあたっては、住所・氏名・年齢などを受付簿等に記載していただく必要はありません。ご自由に傍聴いただけます。
- ※ 事前予約は承っておりません。
- ※ 一般質問の予定表(質問日ごとの質問者順)については、別途ホームページへ掲載しております。